

報告書(概要) 信用金庫・信用組合に対する立入検査に係る実態調査 (案件名「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」)

1. 本件調査の実施要領

目的

効果的な検査・監督(モニタリング)は、金融庁内部の議論だけではなく外部から忌憚のない意見等を聴取しモニタリング施策に的確に反映されることが重要との背景のもと、モニタリングの実施状況等について、金融機関等へのヒアリングを通じた具体的な事実に基づく評価や問題点の指摘、改善策の提言を行う

調査対象ならびに方法論

今回の対象は、信用金庫・信用組合※1に対する各財務局による立入検査

- 令和3年7月～令和4年12月において各財務局による検査※2が行われた信用金庫・信用組合および財務局検査官からの評価が対象

調査対象先にアンケートおよびヒアリングを実施

	信用金庫・信用組合 32先	財務局検査官 11局
アンケート	32先 (回答率100%)	11局 (回答率100%)
ヒアリング	16先	11局

調査の観点

アンケートおよびヒアリングの観点は右表の通り
(各項番は報告書本編との対応関係を指す)

4 調査対象金融機関	5 財務局
4.1 事業者支援施策と検査の一貫性	5.1 事業者支援施策と検査の一貫性
4.2 財務局検査官の理解度	5.2 金融機関のリスク把握
4.3 財務局検査官の専門性	5.3 検査官の専門性
4.4 金融機関の負担への配慮	5.4 金融機関への依頼事項
4.5 財務局内外の連携体制	5.5 財務局内の連携体制
4.6 検査における対話姿勢	5.6 検査における対話姿勢
4.7 リモートによる検査手法	5.7 リモートによる検査手法
4.8 検査の有益性	5.8 検査の有益性

※1 以降、「調査対象金融機関」と記載する場合がある

※2 同期間内に行われた、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融対策に係る検査は、本件調査の対象外としている

検査に対する信用金庫・信用組合からの評価は総じて高い一方で、財務局検査官は今後の検査運営における問題意識を有している

2. 調査結果(要約)

1 事業者支援施策と検査との整合・一貫性

調査対象金融機関からは、事業性評価や金融仲介機能の発揮といった各種の事業者支援施策の枠組みと、財務局検査との整合・一貫性（特に健全性・信用リスク）について、**バランスが取れている**との評価となっている。

一方で財務局検査官は、事業者支援施策をどう検査において対話に繋げていくべきかの知見が必ずしも十分ではないと自己評価しており、金融機関との今後の対話において問題意識を有している。

2 検査実施プロセスに関する信用金庫・信用組合における全体的な満足度

全体傾向として**調査対象金融機関の満足度は、比較的高い水準**に達している。背景として、財務局検査官が「立入検査の基本的手続」に沿って、相当程度まで金融機関の負担への配慮を行っている。

また、対話が徹底されており、調査対象金融機関からは検査が自社の経営や管理態勢高度化において有益であったとの評価が定着していることから、金融検査マニュアル時代の検査からの脱却が図られていると考えられる。

3 財務局における信用金庫・信用組合に対する検査体制

調査対象金融機関からの**財務局における連携・役割分担等の体制面や検査官の専門性に係る評価は、比較的高い水準**に達している。

他方、財務局による自己評価では、人員不足や、検査官の専門性維持・向上において課題を有している。特に、検査官の専門性に関しては、協同組織金融機関の規模や態勢成熟度に相当の幅があることから、金融機関と対話するのは容易なことではないとの問題意識を有している。

また、財務局検査官による自己評価の全体傾向として、財務局内の金融監督課から検査部門に共有される情報・データの分析が十分でないと認識しており、財務局におけるオン・オフ一体のモニタリング態勢に問題意識を有することが把握された。

4 リモート手法での検査

リモート検査を経験した調査対象金融機関はそのメリットを高く評価しており、検査において対面とリモートの使い分けを前提として、リモート手法の許容・推進要望を表明することが多い。

他方、リモート検査を経験していない調査対象金融機関においては、リモート手法を活用した検査は深度ある対話が難しいといったイメージから、否定的な傾向もみられた。

信用金庫・信用組合による評価と財務局検査官の問題意識に基づき、現在の運用の改善・徹底を通じて効果的なモニタリングを実現することが考えられる

3. 改善策の提言

評価結果(前頁参照)	改善策
① 事業者支援施策と検査との整合・一貫性	<p>A 協同組織金融機関との深度ある対話に向けた、事例の活用</p> <p>事業者支援施策を検査においてどのように対話に繋げていくべきかの知見が必ずしも十分ではないことや、協同組織金融機関の規模や態勢成熟度に相当の幅があり対話が容易ではないことから、今後、検査指摘に係る事例を共有し、各金融機関のビジネスモデルやリスクプロファイルの個別性を踏まえたうえで、事例に基づく知見を土台として対話に活用する。</p>
② 検査実施プロセスに関する信用金庫・信用組合における全体的な満足度	<p>B 金融機関に対する配慮の継続</p> <p>現在においても満足度は高い水準に達しているものの、徴求資料の分量、提出期限設定、資料の電子媒体化推進において、一部の調査対象金融機関からネガティブ評価が散見されているため、財務局検査官は引き続き、金融機関への配慮において十分留意すべきである。</p>
③ 財務局における信用金庫・信用組合に対する検査体制	<p>C 財務局検査官の専門性維持・向上</p> <p>財務局検査官の専門性について財務局自らの取組だけでなく、金融庁として各財務局の専門性向上を支援する取り組みとして現状、金融庁作成の「内製動画」を通じた知識習得が高く評価されているが、これを継続・発展させる。</p>
	<p>D 財務局におけるオン・オフ一体運営の取り組みの推進</p> <p>各財務局では効果的なオン・オフ一体運営への向けた具体的取り組みを進めているものの、引き続き、財務局におけるオフサイトモニタリングを含めた機動的なリスク把握が重要となる。オン・オフで共有する情報やオフサイト分析手法は、財務局毎に異なることから、各財務局において不十分な点があれば見直しを検討する。</p>
④ リモート手法での検査	<p>E 効果的なリモート検査へ向けた運用の改善</p> <p>リモート検査を経験した調査対象金融機関はそのメリットを高く評価していることから、効果的なリモート検査を進めるために、今後、金融機関との間で、対面で検証する事項とリモートで検証する事項の使い分け、リモート時の会議の進め方といった事項について、事前に調整することが円滑なリモート検査における意思疎通において重要となる。</p>

本報告書(概要)の位置づけ

- 本報告書(概要)は、金融庁による委託調査「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」(令和4年9月公示、令和4年10月30日契約、以下「本件調査」)に基づき、弊社にて受託した本件調査の結果をとりまとめた文書の概要版です。
- 本報告書(概要)における金融モニタリング態勢に対しての金融機関による評価および財務(支)局における問題意識は、本件調査にて調査対象となった各金融機関および各財務(支)局からの意見を総合したものであり、調査対象者に対するアンケートおよびヒアリングで言及された事項をすべて網羅したのではなく、また特定の金融機関および財務(支)局の置かれている状況を示すものではありません。
- 本報告書(概要)は、本件調査の受託期間である契約締結日から、調査対象者に対するアンケートおよびヒアリングが全て完了した令和5年2月9日までの状況をとりまとめたものです。その後に状況が変化した場合においても、弊社は本報告書を改訂する義務を負うものではありません。
- 本報告書(概要)は、本件調査の委託者である金融庁における利用のみを意図したものであり、金融庁以外の第三者が利用することを意図して作成されたものではありません。したがって弊社は、本報告書に記載されている情報を利用したいかなる第三者に対しても何らの責任を負うものではありません。

令和5(2023)年3月31日作成

本件調査 受託者

プロテビティ合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCH 常盤橋タワー24階
03-4577-3980